

第4章

市政を取り巻く状況について

1 社会経済情勢等の変化

2 将来人口推計

3 財政状況の概要
(詳細は「第7章 財政計画」を参照)

第六期長期計画
4 (令和2(2020)年度～)の
取組み状況

*は巻末の
用語説明
P152参照

1 社会経済情勢等の変化

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響

第六期長期計画は、新型コロナウイルス感染症が世界中に広がり、日本においても感染が急速に拡大していた令和2(2020)年4月から始まった計画である。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、小中学校の長期にわたる臨時休校や、緊急事態宣言発出に伴う不要不急の外出制限、飲食店等の営業の自粛要請のほか、ソーシャルディスタンスの確保等が要請された。また、対面による会議や授業、イベントの実施、交流等も自粛・制限されるようになり、市民生活に大きな変化をもたらしたほか、地域経済にも大きな影響を与えた。

こうした変化に対応した「新しい生活様式」の定着が求められ、マスクの着用や手洗い・手指消毒の徹底、3密(密集・密接・密閉)の回避のほか、テレワークやWEB会議、オンライン配信を取り入れたイベントの実施などデジタル技術を活用した取組みが進められてきた。その一方で、社会の変化に伴う失業や廃業・倒産による生活困窮者*等の増加や、人と人との対面コミュニケーションの希薄化、まちぐるみの互助の取組みの停滞、高齢者のフレイル*の進行等が課題となった。

令和5(2023)年5月8日より、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類へと移行した。これに伴い、人々の流れや経済活動、様々なイベント、交流等において、感染症流行前の日常への回復が期待される。また、新型コロナウイルス感染症流行の経験によって得た知見や技術を活用しつつ、今後は人流や経済活動を止めることができないよう、社会生活、経済生活の持続的な発展に向けて取り組む必要がある。



(2) 現代社会における様々な変化

変化の激しい現代社会において、市政の方向性を見定めるためには、世界や日本全国の状況をはじめとして、市政を取り巻く社会経済情勢等を踏まえ、本市における地域課題や市民ニーズに的確に対応する必要がある。

新型コロナウイルス感染症の流行により、一時的に人流や経済活動等が停滞した影響のほか、ウクライナ情勢等による原油価格・物価高騰の影響、近年の世界的な気候変動がもたらすあらゆる場面での深刻な影響や、急速な人口減少と少子高齢化、また国が示した自治体DX*(デジタル・トランシスフォーメーション)推進計画を踏まえたデジタル化の動きが急速に進むことで起こる様々な社会の仕組みの変革等、第六期長期計画策定後に大きな変化があった。そして、今後もこれまで経験してこなかった新たな事象が起こる可能性がある。

今後発生する諸課題に対し、専門的な対応を図るだけでなく、情報共有と市民参加を進め、市民自治・市民協働を一層充実させ、課題を乗り越えていくことが求められる。

こうした背景を踏まえ、本調整計画の策定にあたり考慮すべき主な動向を次に挙げる。

原油価格・物価高騰による経済の悪化

○光熱水費や食材費等の高騰による市民生活、経済活動への影響

コロナ禍の長期化により、世界規模で経済活動が停滞する中、国際的な景気の悪化は食品類や日用雑貨の製造に欠かせない原材料の価格にも影響した。また、令和4(2022)年2月24日に開始されたロシア連邦によるウクライナへの軍事侵攻も、原材料価格の高騰に大きく影響した。こうした状況による光熱水費や食材費等の高騰は、市民生活や経済活動へ深刻な打撃を与え、さらに景気を悪化させるリスクとして悪循環を生んでいる。新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に移行したことでも踏まえ、景気回復に向けた市民生活や経済活動を支える取組みが求められる。



○生活困窮者*、家計急変者*の増加



新型コロナウイルス感染症流行の影響に伴う失業や収入の減少により、家計が急変し、生活に苦しむ人が増加した中で、引き続く物価高騰等の影響により、経済的に困窮する人がさらに増加するおそれがある。こうした生活困窮者*や家計急変者*に対し、これまで臨時特別給付金の支給による支援を進めており、令和5(2023)年度においても、国の「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を活用した支援が行われている。今後、いかなる対応が必要か注視していく必要がある。

○調達不安による公共工事の遅延等

原材料価格高騰に起因する資材不足が公共工事における入札不調や工期の延長等の影響を与えている。公共工事の遅延は、様々な市民生活への影響に直結することが懸念されるため、適切な工期確保かつ確実な工事履行に向けた取組みが必要である。

①社会経済情勢等の変化

地球環境問題の深刻化

○自然災害被害の甚大化（風水害・猛暑・地震）

地球温暖化の進行に伴い、全国的には台風や豪雨の規模や頻度が増大化しており、川の氾濫や土石流、がけ崩れなどの風水害・土砂災害の発生が各地で後を絶たない。都市部においては、人口や建築物が集中し、ライフラインや交通機関等が高密度に整備されているため、大規模震災等が発生した場合の家屋や高層建築物の倒壊、大規模な火災の発生が予想されるほか、集中豪雨が発生した場合の道路冠水や浸水等の発生が予想される。また、年々気温の上昇が著しく、屋外活動における熱中症の救急搬送も増加している。

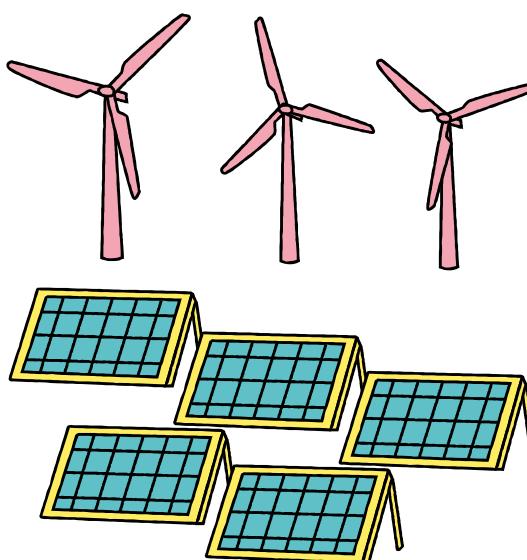


○環境の変化による資源確保への影響

地球温暖化が進むことで、気温上昇や異常気象による農業生産量の減少や、海洋生態系の損失による水産資源不足など、食料を確保するうえで多くの影響を受けることが予測される。また、発展途上国の経済成長と人口増加により、世界的には今後エネルギー消費量の大幅な増加が見込まれ、燃料資源や鉱物資源の資源獲得競争も激化すると懸念されている。限りある資源を効率的に利用することで、持続可能な社会を構築することが求められる。

○脱炭素社会の実現に向けた取組み、再生可能エネルギーの導入

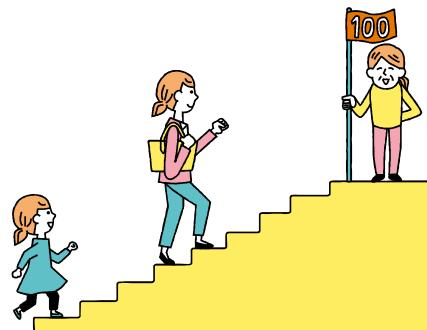
地球温暖化への対策については、これまで世界的に取り組まれてきたが、温室効果ガスの排出量は引き続き増加傾向にあり、世界の平均気温も上昇している。平成27(2015)年に「パリ協定」が採択されたことを契機に、我が国においても平成28(2016)年度に地球温暖化対策計画が策定され、令和2(2020)年には2050年カーボンニュートラル*宣言が表明され、温室効果ガス排出量の削減目標(2050年ゼロ、2030年度46%)の達成に向けた施策が展開されている。また、太陽光や風力、バイオマスといった再生可能エネルギー導入の推進が求められる。



少子高齢社会の進行

○人生100年時代*

長寿化により、100歳までの人生は当たり前になる時代がくると言われている。この長い人生を充実させるためには、従来の年齢区分を前提とした発想ではなく、教育・学習機会の充実、性別役割分業意識を前提としない多様な働き方の実現、経験や社会関係などの無形資産の重要性が指摘されている。そこで、年少期から学齢期、成人期を経て高齢期に至るまで生涯にわたって活躍できる場を持ち、活躍するための能力や資産、健康を維持、向上させることが何歳になったとしても大切となる。政府は平成30(2018)年6月に「ひとづくり革命基本構想」をまとめ、幼児教育・高等教育の無償化、大学改革、リカレント教育(学び直し)、高齢者雇用促進の政策の実施を明記している。



○労働力不足

平成24(2012)年以降増加が続いている日本の労働力人口(15歳以上で働く意思と能力がある人の合計で、失業者も含む)は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり令和2(2020)年で減少し、それ以降、微増微減の状況にある。特にコロナ禍においては、宿泊業・飲食サービス業での就業者の減少が大きく、また、建設業においても減少が見られた。そのような中でも医療・福祉やIT人材へのニーズは高まっているが、日本の総人口は平成23(2011)年以降減少を続けており、人手不足が懸念される。今後も生産年齢人口(15歳以上65歳未満の人の合計)の減少が続く中、女性や高齢者・外国人・障害者など誰もが働きやすい環境を整備し、必要な労働力を確保するとともに、AI*等のデジタル技術を活用した労働生産性の向上が求められている。

○働き方改革

官民をあげて、多様な働き方を選択できる社会の実現に向けた取組みが行われている。平成30(2018)年に働き方改革関連法が成立し、平成31(2019)年4月から順次施行され、時間外労働の上限規制や正規雇用と非正規雇用の不合理な待遇差の禁止など、一連の制度改正が進められている。また、令和6(2024)年度より時間外労働の制限が運送・物流、建設業等にも適用される。



○親や子を支える家族の不在や支援の不足 (8050問題*、ヤングケアラー*問題)

ひきこもり*の子の生活を高齢の親が支える8050問題*や、家族にケアを要する人がいる場合に、18歳未満の子どもが大人の担うようなケア責任を引き受け、家事等を行っているヤングケアラー*問題が社会問題となっている。こうした家族を支える当事者への相談支援体制や、分野横断的な連携によって支援する体制の構築が必要である。

①社会経済情勢等の変化

自治体 DX* とデジタル技術の進展

○行政手続のオンライン化

デジタル技術の急速な発展や、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として実施したオンラインによるサービス提供、テレワーク等の働き方の導入などにより、社会全体が急激に変化している。行政手続においても、従来からの対面重視、紙面による申請手続きから、オンライン相談やオンライン申請など、窓口へ来庁することなく行える手続きが増えており、市民サービスや業務生産性の向上につながっている。

○ AI*、RPA* 等のデジタル技術革新

AI*やRPA*等のデジタル技術の進展に伴い、自動翻訳や自動車の自動運転など、労働力不足を補うことが期待されるほか、定型的な事務処理業務を自動化するなど、業務の効率化や働き方改革における対策としても期待される。また、直近においてはChat GPTなどの生成AI*の活用が増加しており、幅広い分野での業務変革が期待される一方で、個人情報の保護や生成物の著作権の侵害等、急速なスピードで発展するデジタル技術の適切な活用が課題にもなっている。

○マイナンバーカードの普及及び活用

行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤として、平成28(2016)年1月1日より社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)が導入されて以降、マイナンバーカードの交付や各種証明書のコンビニ交付、マイナポイントの付与、健康保険証としての利用など、様々なサービスが展開されている。マイナンバーカードの交付率は、令和5(2023)年4月末時点で69.8%となっており、マイナポイントが開始された令和2(2020)年より交付率は急激に伸びている。一方で、公金受取口座の誤登録や健康保険証の紐づけ誤り、住民票発行のシステム不備など、個人情報の取扱いやシステム運営における課題が浮き彫りとなり、市民に不安を抱かせる事態となっている。あわせて、マイナンバーカード発行後、有効期間終了時までに更新手続きを行わない場合、健康保険証をはじめとする各種サービスを利用できなくなる問題が想定される。

○キャッシュレス化の進展

クレジットカードやICカードなどの電子マネー、スマートフォンでの二次元バーコード決済など、現金を使わずに支払いをするキャッシュレス化は、新型コロナウイルス感染症対策を契機に急速な進展を見せている。平成27(2015)年で18%だった日本のキャッシュレス決済比率は、令和4(2022)年では36%まで伸び、政府が掲げている令和7(2025)年に40%とする目標に迫っているが、他国と比較するとまだ遅れている状況にある。キャッシュレス化の進展により、市民生活での利便性向上、現金管理のコスト削減と業務効率化などの効果が見込まれる一方で、キャッシュレスに慣れていない人や事業者への支援のあり方が課題になっている。



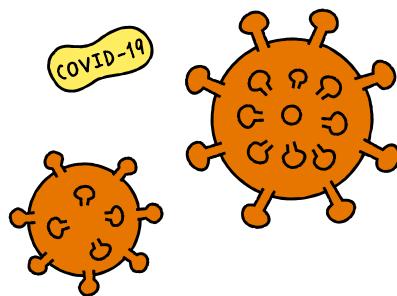
国際社会の動向

○新型コロナウイルス感染症の流行

新型コロナウイルスの感染が世界中に拡大し、日本においては74,694人(令和5(2023)年5月7日時点)(注)もの尊い命がこの感染症によって奪われた。先行きの見えない不安の中、様々な制限や自粛による感染対策が行われ、人流や経済活動が停滞し、社会生活に大きな変化がもたらされた。一方で、ワクチン開発による感染対策やデジタル技術を活用した新たな取組みなど、この経験により得た知見や技術もある。感染症法上の位置付けが5類へ移行した後においても、流行を繰り返すウイルス自体がなくなったわけではないため、この経験を生かした今後の備えが必要である。

(注)日本における新型コロナウイルス感染症による死者数

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症の感染者数や死者数等のデータをホームページで公開しているが、感染症法上の位置付けが変更されたことに伴い、令和5(2023)年5月7日分のデータが最終集計値となっている。



○ロシア連邦によるウクライナへの軍事侵攻

ロシア連邦によるウクライナへの軍事侵攻が令和4(2022)年2月24日に開始されてから1年以上が経過し、今もなお多くの尊い命が奪われ、多くの破壊行為が続いている。同時に、原材料価格の高騰を引き起こし、世界経済への影響を与えており、一日も早い終戦と平和が訪れる事を望むとともに、長期化が予測されていることから、グローバルな社会経済等への影響を注視する必要がある。

○ SDGs* 達成への取組み

SDGs*(持続可能な開発目標)は、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された平成28(2016)年から令和12(2030)年までの国際目標である。持続可能な世界を実現するため、貧困や教育、エネルギーなど17のゴール・169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」ことを目指している。SDGs*は発展途上国だけでなく先進国も対象となり、また企業やNGO(非政府組織)も対象となる普遍的な目標である。自治体が抱えている課題解決や、持続可能なまちづくりの手段としてSDGs*の導入が始まり、企業においても社会的価値の向上、ビジネスチャンスや新たなパートナーシップにつながるため、SDGs*の達成を目指した取組みが広がっている。



①社会経済情勢等の変化

国の動向

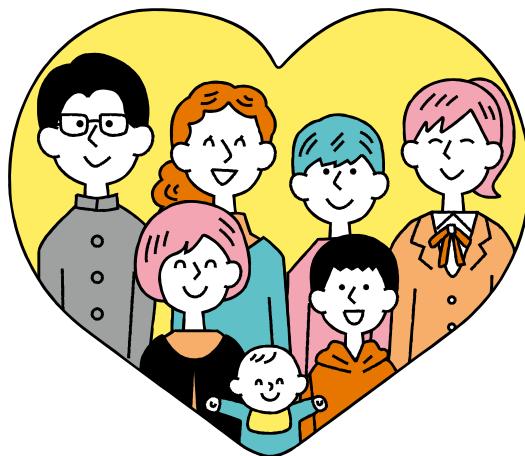
○全世代型社会保障の構築

全世代型社会保障とは、全ての世代にとって安心できる社会保障であり、年齢に関わりなく、全ての国民がその能力に応じて負担し、支え合うことによって、それぞれの人生のステージに応じて必要な保障がバランスよく提供されることを目指すものである。本格的な「少子高齢化・人口減少時代」に対応するため、戦後70年以上の歴史の中で、国民生活の安定や経済社会の発展に大きく貢献してきた日本の社会保障の全体像をいま一度俯瞰し、その再構築を図ることが求められている。



○こども基本法の施行及びこども家庭庁の創設

日本国憲法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的として、令和5(2023)年4月1日にこども基本法が施行された。同時に、常に子どもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組み・政策を社会の真ん中に据えて(「こどもまんなか社会」)、子どもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするため、その司令塔としてこども家庭庁が設置された。こどもや子育て当事者等の意見を政策立案に反映する仕組みの導入など、こども政策をさらに強力に進めていくための取組みや体制強化が図られている。



○認知症基本法の制定

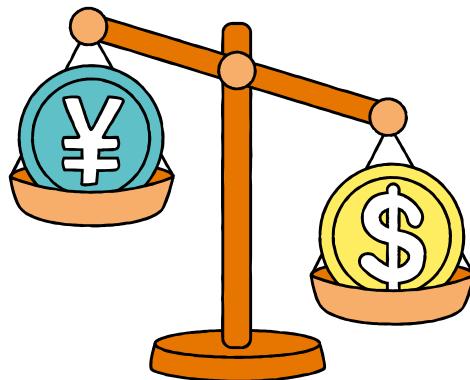
令和5(2023)年6月14日に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立した。この法律では、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、国や地方公共団体が認知症施策を策定・実施する責務を有し、また、国民も認知症に関する正しい知識や理解を得ることを求めている。そこで、認知症の人や家族等の意見を聞きながら、認知症の人とともに生きる共生社会の実現に向けた体系的な施策の立案と実践が求められている。

○デジタル庁の設立

日本のデジタル社会形成の司令塔として、令和3(2021)年9月1日にデジタル庁が設立された。未来志向のDX*を大胆に推進し、デジタル時代の官民のインフラを一気呵成で作り上げることを目指している。徹底的な国民目線でのサービス創出やデータ資源の利活用、社会全体のDX*を通じ、全ての国民にデジタル化の恩恵が行き渡る社会を実現すべく、取組みが進められている。

○為替の急激な変動

新型コロナウイルス感染症の流行は、世界経済の不安定さを生み、為替相場にも影響を与えた。急速な円安により、食料品や衣類、機械類やエネルギー資源などの輸入コストが上がり、家計へ大きな影響を与え、その状況は今もなお続いている。新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類へ移行したことに伴い、国内経済の回復が期待される一方で、ウクライナ情勢等による不安定さは今後も続くものと見られ、国民生活への影響が懸念される。



○外国人材受入れ制度の拡大

少子高齢化や労働力人口減少の進行に伴い、日本における人手不足は顕著であり、その状況を改善するため、外国人労働者の受入れは必要不可欠である。政府は令和4(2022)年6月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和4年度改訂)」や「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」を示し、外国人材を積極的に受け入れる姿勢を示している。

○インバウンド*の再上昇

政府が観光立国を目指す方針を打ち出して以降、日本を訪れる外国人旅行者(インバウンド*)は、令和元(2019)年には過去最多の3,188万人となった。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催によるさらなる増加が期待されたものの、新型コロナウイルス感染症の流行により、同大会は延期となったほか、感染症対策としての入国制限等の影響により、外国人旅行者は激減した。一方で、令和4(2022)年10月の入国緩和以降、日本を訪れる外国人は増加傾向になり、インバウンド*が再上昇している。



2 将来人口推計

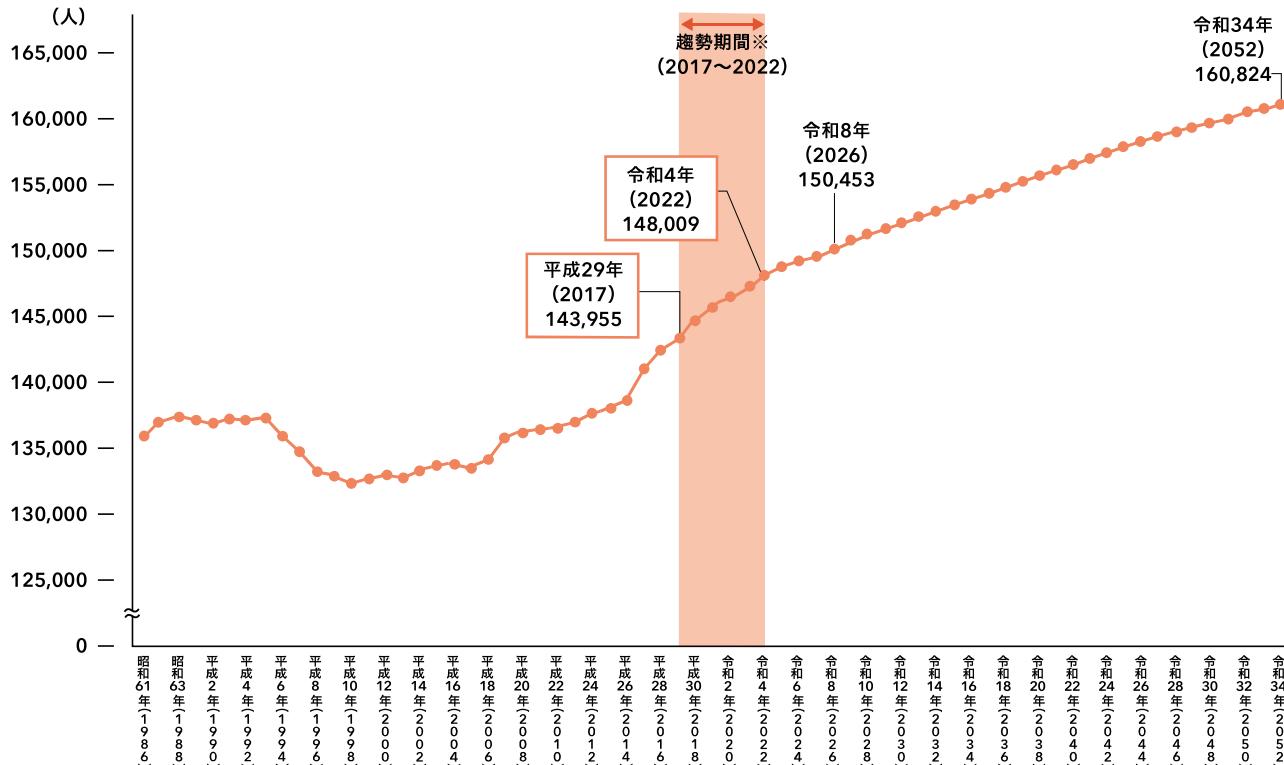
本推計は推計対象となる人口及び世帯数に関して、将来予想される変化を把握するために、将来推計に必要な基礎データを基に、一定の条件を設定して算出したものである。

本推計は直近の5年間(平成29(2017)年～令和4(2022)年)を人口推計の基礎となる期間(趨勢期間)として設定し、コーホート要因法*を用いて行った。なお、期間中の本市の総人口は約4,000人増加しており、その増加傾向を踏まえた推計値となる。また、あらゆる推計に共通する課題として、推計時を起点とし先の将来の推計値ほど、推計値と将来の実績値が乖離していく可能性が高くなる傾向にある。本推計では推計値の確度の維持を図るために、4年ごとの推計実施と、人口が推計値から一定の基準(総人口の1%程度)以上乖離した状況が1年間続いた場合には、推計の見直しを行っている。

本市の総人口は、直近の5年間(平成29(2017)年～令和4(2022)年)で約4,000人増加し、令和5(2023)年1月1日時点で約14万8,000人である。令和4(2022)年に本市で実施した将来人口推計によると、直近の増加傾向を踏まえ、令和8(2026)年には15万人を突破し、令和34(2052)年には約16万1,000人になると推計した。

そのうち、日本人人口は、現在の約14万5,000人から、令和34(2052)年には約15万7,000人になると推計し、外国人人口は、現在の約3,000人から、令和34(2052)年には約4,300人になると推計した。

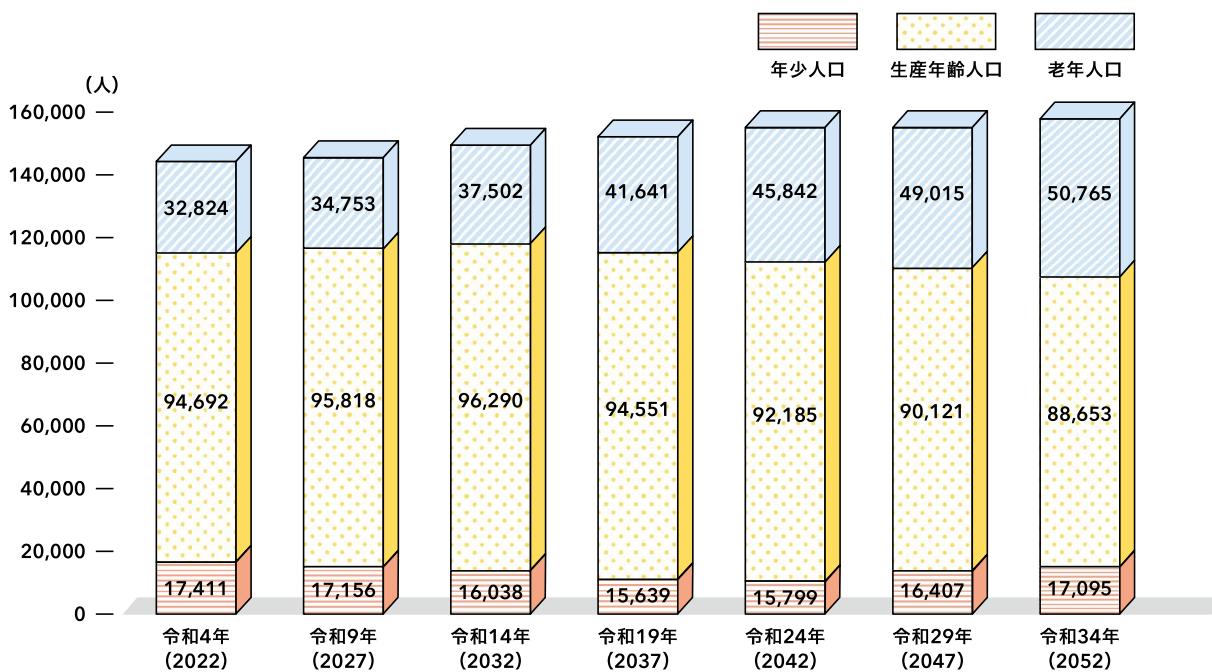
○ 武蔵野市の将来人口（総人口）



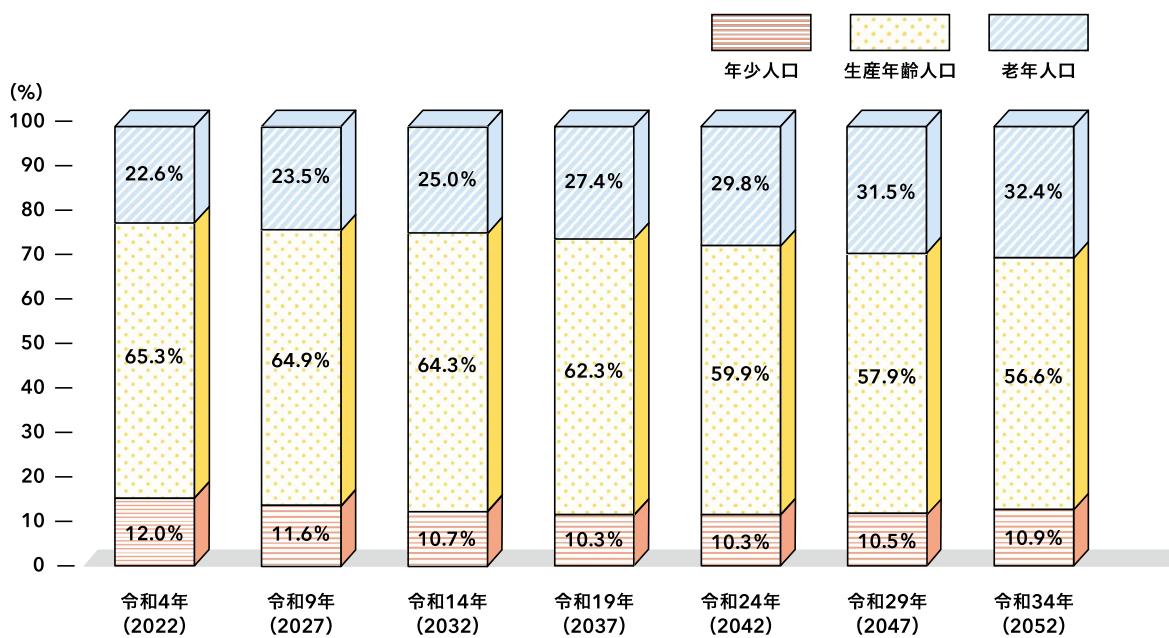
資料)武蔵野市の将来人口推計(令和4(2022)年～令和34(2052)年)

*趨勢期間：この期間の出生、死亡、移動等の人口の変動要因に基づいて将来人口を推計する。人口推計の基礎となる期間。

○ 武蔵野市の将来年齢3区分人口(日本人口)



○ 武蔵野市の将来年齢3区分人口比率(日本人口)



資料)武蔵野市の将来人口推計(令和4(2022)年～令和34(2052)年)

参考1)年少人口は0歳から14歳まで、生産年齢人口は15歳から64歳まで、老人人口は65歳以上の人口を表す。

参考2)令和34(2052)年の全国値: 年少人口比率10.5%、生産年齢人口比率51.6%、老人人口比率37.9%

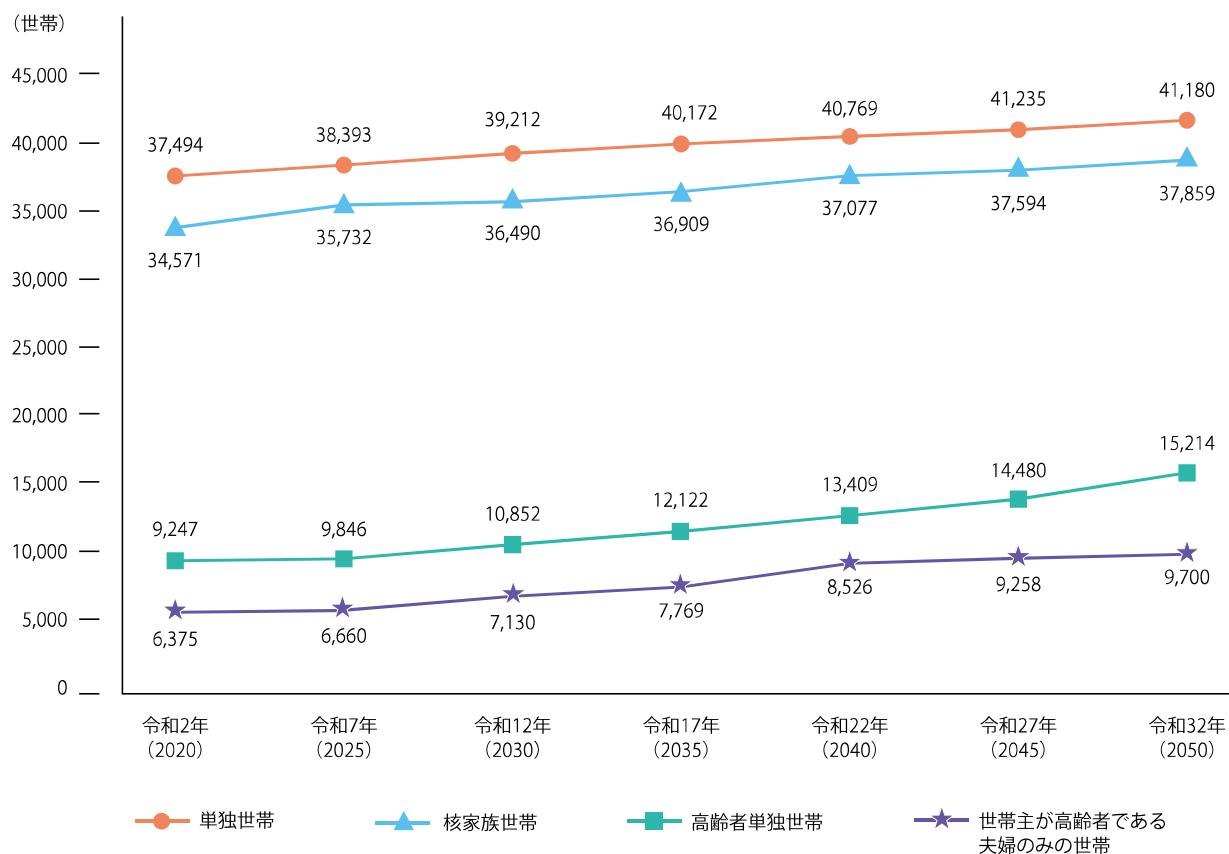
(国立社会保障人口問題研究所における平成29(2017)年推計)

日本人口の内訳を年齢3区分人口で見ると、老人人口は増加傾向が続き、令和4(2022)年に22.6%の老人人口比率(高齢化率)は、令和34(2052)年には32.4%に達し、特に後期高齢者の割合が増加することが見込まれる。一方、年少人口比率は、令和4(2022)年の12.0%から、増減を経て、令和34(2052)年には10.9%になると見込まれる。また生産年齢人口比率は、令和4(2022)年の65.3%から、令和34(2052)年には56.6%まで低下すると見込まれる。



② 将来人口推計

● 武蔵野市の家族類型別世帯数の将来見通し

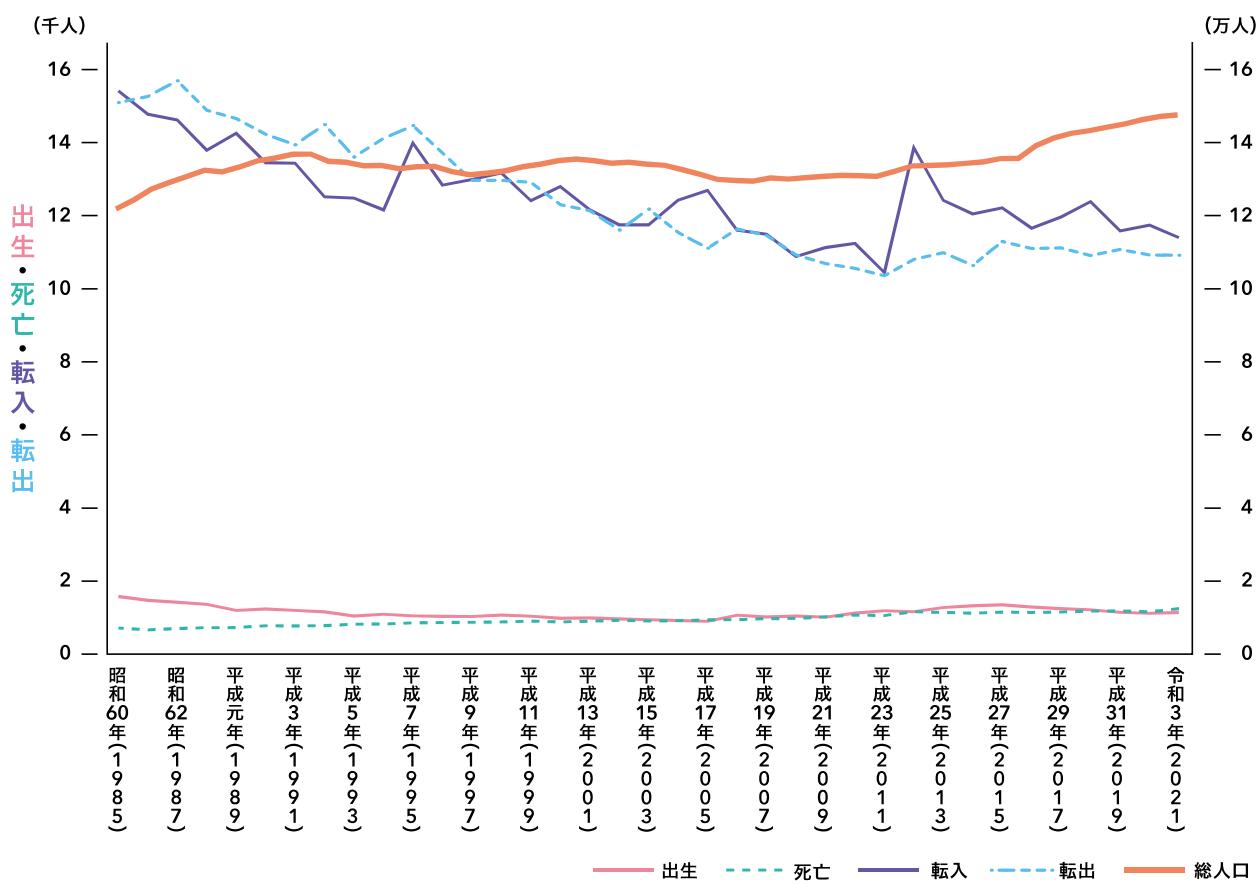


資料)武蔵野市の将来人口推計(令和4(2022)年～令和34(2052)年)より作成



世帯については、単独世帯、核家族世帯ともに、数は増加するものの比率は横ばい、もしくは、やや低下傾向となる。一方、高齢者単独世帯及び世帯主が高齢者である夫婦のみ世帯の数及び比率は、増加が続くと見込まれる。

○ 武蔵野市の人口統計 自然増減と社会増減



令和2(2020)年以降に生じた新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、東京都の人口が減少に転じるなど、都市部の人口推移においても大きな変化が生じ、本市においても引き続き注視が必要である。全国的には人口減少が始まっている中で、今回の将来人口推計では今後30年間で人口は微増するという推計が出ている。国における人口増減の主な要因は自然増減(出生数と死亡数の差)となっているが、本市における人口増減の主な要因は社会増減(転入者数と転出者数の差)となっている。なお、本市における転出入の動向としては若年層が多く転入し、その後も市内に留まっている状況がみられ、このことが人口につながると考えられる。

この傾向が今後も維持されることで、老人人口が増加する中でも、生産年齢人口の割合が全国と比較して高い状況を維持できることが今回の将来人口推計から示唆される。



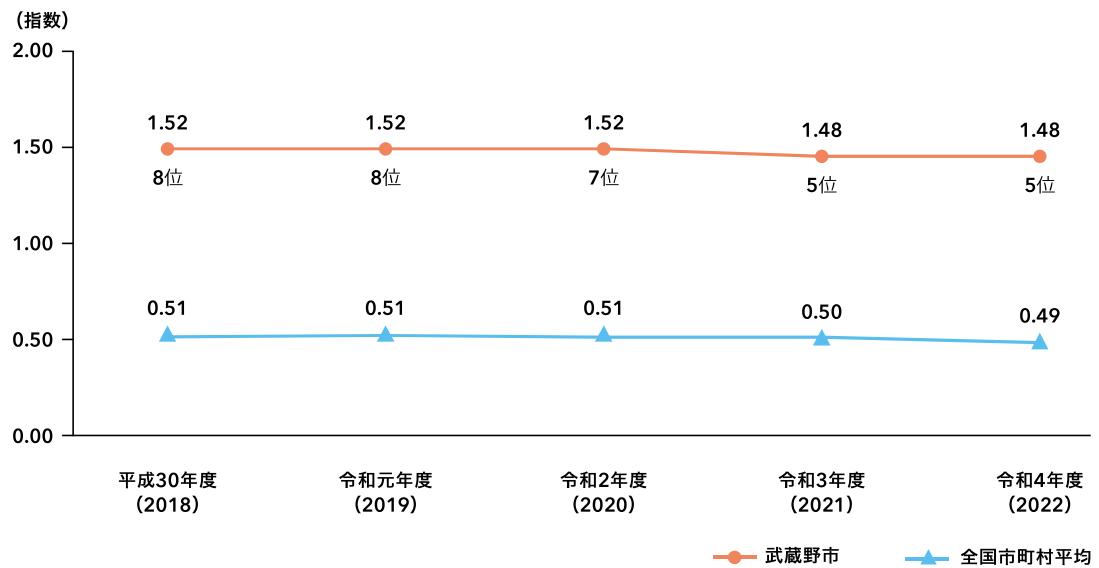
3 財政状況の概要

(詳細は「第7章 財政計画」を参照)

(1) 財政の現状

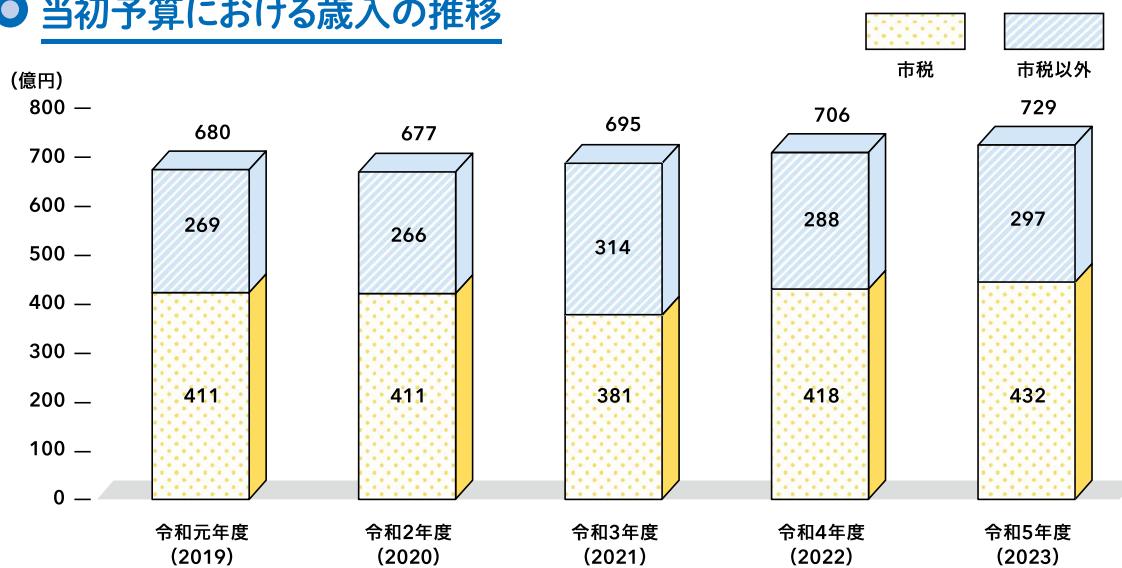
○ 財政力指数の推移

※各年度1718団体中の順位



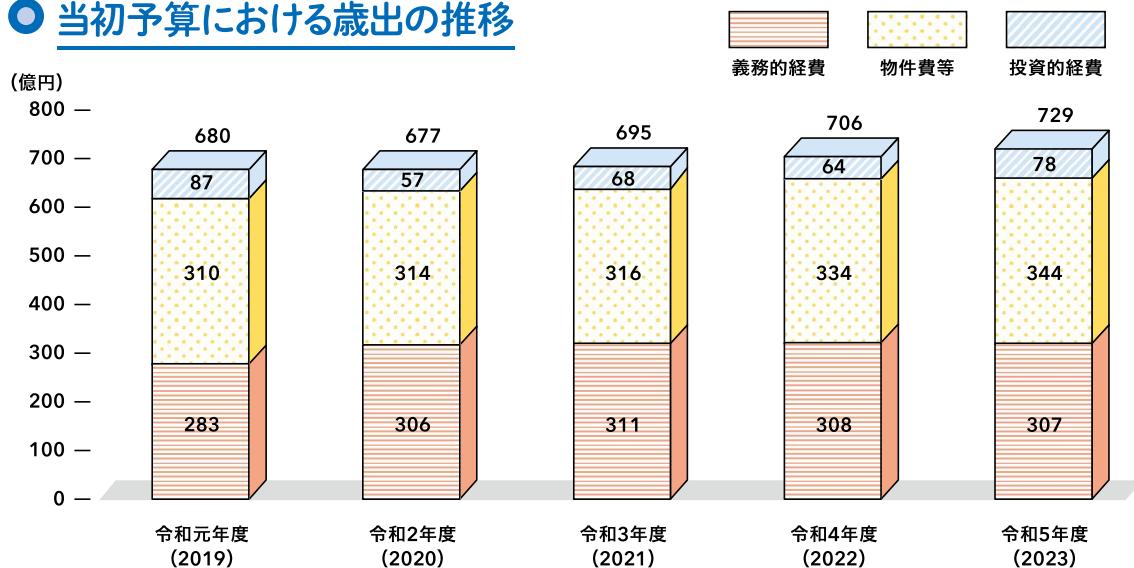
本市は、住民の高い担税力に支えられ、幅広い市民参加・協働の取組みによって様々な施策を実施するとともに、公共施設や都市基盤施設のハード面も、質・量ともに高い水準で整備を行ってきた。財政状況を示す指標である財政力指数*は令和4(2022)年度において、1.48(過去3か年平均)となっており、全国の市の中においても、トップクラスの財政力を有している。

○ 当初予算における歳入の推移



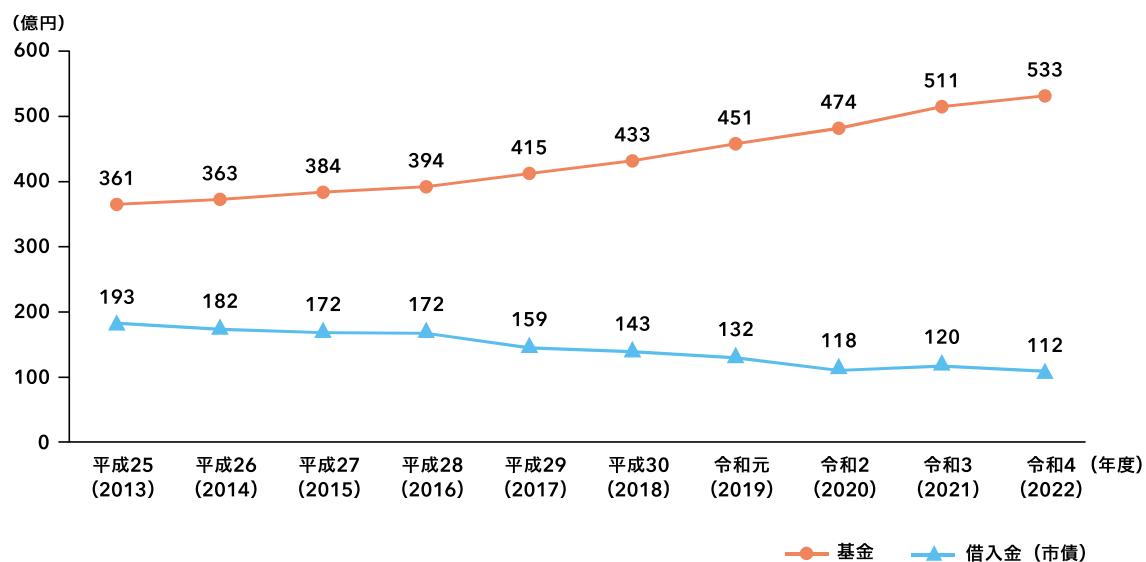
過去5年間の当初予算は、677億円から729億円の間で推移している。歳入全体の約6割を占める市税は、納税義務者の増による個人市民税の増、地価の上昇による固定資産税の増などにより、令和元(2019)年度から令和5(2023)年度まで21億円、5.1%増となっている。また、市税以外の歳入については、地方消費税交付金をはじめとした税連動交付金等*の増、保育所運営や新型コロナウイルス感染症対応に係る国・都支出金の増などにより28億円、10.4%の増となっている。

○ 当初予算における歳出の推移



歳出では、義務的経費と呼ばれる人件費、扶助費*及び公債費*は令和5(2023)年度当初予算では、約307億円となっており、歳出全体の4割強を占めている。義務的経費全体で、令和元(2019)年度から令和5(2023)年度まで24億円、8.5%の増となっており、このうち保育所等運営委託・給付事業や障害者自立支援給付等事業などに係る扶助費*の増が18億円を占めている。義務的経費以外では、消費税率の改正や物価高騰、国事業に基づく新型コロナワイルスワクチン接種に係る経費の増などにより、物件費が大きく伸びており、5年間で34億円、11.0%の増となっている。

○ 基金と借入金(市債)の年度末残高の推移(一般会計)

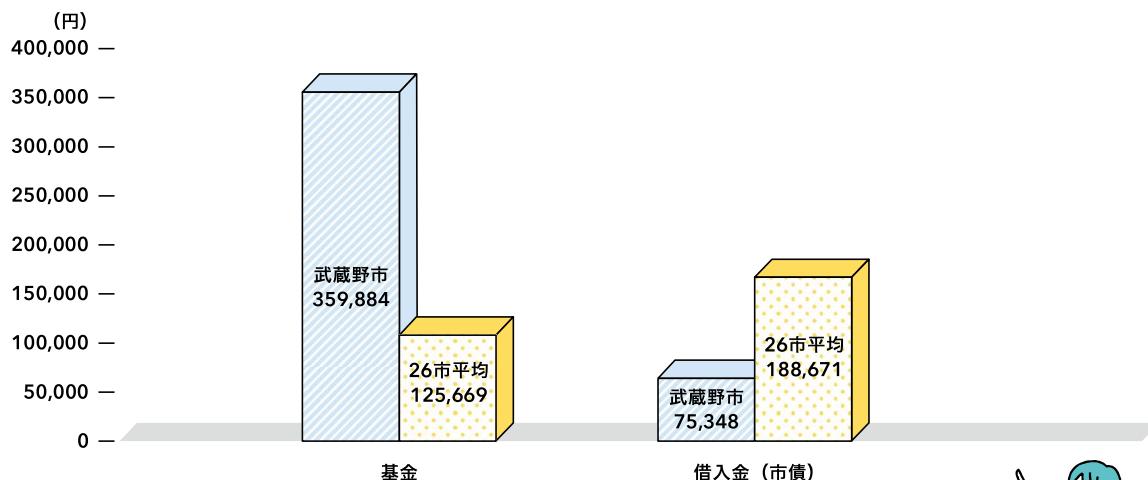


本市の基金残高は、令和4(2022)年度末には一般会計で533億円となっており、平成25(2013)年度と比べ172億円の増加となっている。借入金については、令和4(2022)年度末で、一般会計で112億円となっており、平成25(2013)年度に比べ81億円減少している。これらは、今後の大規模な公共施設の更新投資を見据え、市として着実な準備を進めてきたことによるものである。



③財政状況の概要(詳細は「第7章 財政計画」を参照)

○住民1人当たりの基金と借入金(市債) 令和4(2022)年度末一般会計決算



住民1人当たりの基金と借入金(市債)の額(令和4(2022)年度決算)は、基金が359,884円となり、借入金(市債)が75,348円となっている。多摩地域26市の平均(基金125,669円、借入金(市債) 188,671円)と比較しても良好な状態である。



(2)財政見通し

歳入については、今後、地価上昇による固定資産税等の増、地方消費税交付金をはじめとした税連動交付金等*の増が見込まれる。一方、歳入減の要因としては個人市民税に対するふるさと納税制度の影響が挙げられ、令和4(2022)年度の影響額は11億4,300万円にものぼっている。今後も制度の利用が拡大すると見込まれることから、危機感を持って注視していく必要がある。

歳出では、引き続き物件費の増加が見込まれるほか、今後、学校施設の更新や公共施設の老朽化への対応等により多額の投資的経費*が必要となる。なお、昨今の物価高騰の影響は投資的経費*をはじめとした事業費全体を大きく押し上げることになるため、今後の動向を注視する必要がある。

新型コロナウイルス感染症の影響やウクライナ情勢、またそれらに起因する物価高騰など、これまで以上に社会情勢の変化が著しく、不確実性が増している。市民福祉の向上のためには、継続的な行財政改革の取組みや基金、市債の活用などによる持続可能な財政運営が求められる。

4 第六期長期計画の取組み状況――

(令和2(2020)年度～)

第六期長期計画の目指すべき姿「誰もが安心して暮らし続けられる魅力と活力があふれるまち」の実現に向け、全ての領域において新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、その中で着実に各事業を推進している。

(1) 分野別の実績

■健康・福祉

令和4(2022)年度から、毎年9月の「認知症を知る月間」を発展させ「健康長寿のまち武蔵野推進月間」として幅広く認知症及びフレイル*予防の普及啓発を行うなど、健康寿命*の延伸に寄与する取組みを着実に進めている。

8050問題*やひきこもり*等多様かつ複合的な課題を抱える人からの相談窓口として、令和3(2021)年度に福祉総合相談窓口を開設した。分野横断的に関係機関と連携しながら、包括的・継続的な支援に取り組んでいる。

(公財)武蔵野市福祉公社*においては、コロナ禍により急増した生活困窮者*自立支援事業の相談に対応し、安定した生活を送ることができるように包括的な支援を行った。また、高齢者世帯において、介護者が新型コロナウイルスに感染した場合等に、感染症対応レスキューヘルパー（感染症対応緊急訪問介護）を派遣し、身体介護や生活援助のサービスを提供し、コロナ禍におけるセーフティネットとして中心的な役割を担った。

(社福)武蔵野市民社会福祉協議会*においては、コロナ禍の影響を踏まえ、生活福祉資金貸付制度において、対象を従来の低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により日常生活の維持が困難になった世帯に対して、償還免除の特例を設けた特例貸付を実施し、日常生活の継続を支援した。

地域包括ケア人材育成センター*において、人材育成、研修・相談、就職支援、事業者・団体支援の4つの事業を柱として福祉サービスを担う人材の確保と育成や質の向上を推進している。

令和2(2020)年度から、介護職などの人材確保のため、市内の介護施設や障害者施設などに就職する人に対し、介護職・看護職Reスタート支援金*を支給している。

一定期間を経て老朽化した施設の更新を計画的に進めており、開設から35年が経過した保健センターにおいては、総合的な保健サービスを持続的に提供するとともに、新たな感染症や災害時医療への対応などの機能強化を図るために、保健センターの増築及び大規模改修を行い、保健衛生機能の充実と、子どもと子育て家庭への支援施設を含む複合施設化について検討を行っている。また、高齢者総合センターや障害者福祉センターについても計画的に更新を進めている。

令和2(2020)年度には、桜堤ケアハウスデイサービスセンターの機能転換を図り、医療的ケア児*などを対象とした放課後等デイサービス*パレットを開設するなど、新たな福祉サービスの基盤整備等についても着実に進めている。



福祉総合相談窓口

④ 第六期長期計画（令和2（2020）年度～）の取組み状況

■子ども・教育

現在と将来の子どもにとって大切な権利を保障するため、市、市民、保護者及び育ち学ぶ施設の役割を明らかにするとともに、権利の主体である子どもが家庭、育ち学ぶ施設、地域などの一員として、自分らしく安心して暮らすことができるまち、子どもの権利が尊重されるまちをつくることを目的として、令和5（2023）年4月1日から武蔵野市子どもの権利条例が施行された。



子どもの権利の日

妊娠期から子どもと子育て家庭を切れ目なく支援する体制を確立するため、令和3（2021）年4月に、子育て世代包括支援センター*を設置し、児童発達支援センター*、教育支援センター*とともに全ての子どもと子育て家庭が地域で孤立することなく適切な支援を受けられるよう、関係機関が連携して包括的な支援を推進している。

保育施設の整備として認可保育所の新規開設や認証保育所の認可化により、令和2（2020）年4月から3年連続で待機児童数ゼロを維持している。

全ての子どもの保健を向上させ、子育て家庭の経済的負担を軽減して必要な医療を安心して受けられる環境を整備するため、子どもの医療費助成制度について、令和3（2021）年度から段階的に拡充し、令和4（2022）年度は0歳から18歳までの全ての期間において、所得制限・自己負担のない本市独自の子どもの医療費助成制度が確立した。

市立小中学校においては、児童生徒に一人1台整備された学習者用コンピュータを活用した授業の実施、市講師*の配置拡充などによる授業の質の向上や教員の働き方改革、学校改築事業などを着実に進めている。また、不登校児童生徒の多様な学びの場として、令和2（2020）年度にむさしのクレスコーレ*を開設した。

■平和・文化・市民生活

戦争の悲惨さや平和の尊さを次世代に継承していくため、映画上映や絵本・紙芝居の朗読などの市民向けイベントや、青少年平和交流派遣事業を実施し、平和啓発の取組みを進めた。



青少年平和交流派遣事業

多様性を認め合い尊重し合う平和な社会の構築を目指し、パートナーシップ制度*を令和4（2022）年4月に開始した。

日本人と外国人がともに理解し、尊重し合い、活躍できる環境の整備を積極的に図るため、令和3（2021）年度に実施した外国籍市民意識調査の結果を踏まえ、武蔵野市多文化共生*推進プランを策定した。

国や東京都の防災計画の修正内容や新型コロナウイルス感染症の対策等を踏まえ、国土強靭化地域計画や震災復興マニュアルなどとの整合を図りながら、武蔵野市地域防災計画の修正を行った。

武蔵野市コミュニティ構想*の公表50周年を記念し、令和3(2021)年12月にシンポジウムを実施した。

中央図書館の運営体制については、武蔵野市の「知」を支える政策立案拠点としての役割を果たすため、今後も市が直接管理運営していく方針を定めた。

芸術文化・スポーツ・生涯学習の効果的な事業連携による市民サービスの向上を図るため、(公財)武蔵野文化事業団と(公財)武蔵野生涯学習振興事業団の合併に向けた取組みを支援し、令和4(2022)年4月に(公財)武蔵野文化生涯学習事業団*が発足した。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会は原則無観客で開催されたが、市では新型コロナウイルス感染拡大防止の配慮を行いつつ取組みを進めた。また、大会を契機に様々な分野にわたる行動計画に基づいた取組みをレガシー*として残し、豊かな市民文化の醸成を着実に進めている。

産業の振興を図る施策の一つとして、事業者間の相互連携と新たな事業展開を促進するCO+LAB MUSASHINO(こらぼむさしの)*を実施した。

■緑・環境

環境問題を自分ごととして捉え、考え、行動していく市民の学びや行動を支える総合的なネットワーク拠点として令和2(2020)年11月に環境啓発施設むさしのエコreゾート*を開設した。

また、本市の環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために第五期武蔵野市環境基本計画や関連する武蔵野市地球温暖化対策実行計画を策定するとともに、令和3(2021)年2月には「2050年ゼロカーボンシティ*」を表明し、温室効果ガス排出実質ゼロを目指している。令和4(2022)年度には、市民が地球温暖化対策について主体的に議論する場として気候市民会議*を開催した。

受動喫煙防止に向け、三駅間に閉鎖型喫煙所を設置するとともに、環境美化を図るための啓発に取り組んでいる。

公園緑地については、森林環境譲与税*を活用した遊具の更新や公園のリニューアルなどに取り組み、既存資源(ストック)を活用した魅力ある整備を推進している。



気候市民会議

④ 第六期長期計画（令和2（2020）年度～）の取組み状況

■都市基盤

武蔵野市の目指すべきまちの将来像を明確にするとともに、今後のまちづくりの方向性を示すため、社会経済情勢の変化や法令の改正などを踏まえ、令和3（2021）年度に武蔵野市都市計画マスター プラン*2021として改定した。



三鷹駅北口の交通環境に関する情報発信、意見収集の様子

市内の大型・小型街路灯のLED化を完了させ、照度アップによる安全・安心の向上及び環境負荷の低減を図った。

武蔵野市下水道総合計画及び使用料手数料の見直しを行い、健全化に取り組んでいる。また、今後の老朽化対策事業の急激な増加に対応するため、長期包括契約方式*（包括的民間委託）の試行実施を決定し、執行体制の整備を進めている。

令和3（2021）年度に武蔵野市バリアフリー基本構想*2022として改定し、全市的なバリアフリーウォークの底上げや重点的な整備が必要な3駅及び市役所周辺のバリアフリー化の推進を図った。

令和2（2020）年度に武蔵野市第四次住宅マスター プラン*として改定し、質の高い住まいや住環境づくりなどの住宅施策を総合的かつ体系的に推進した。

三鷹駅北口街づくりビジョン*に掲げる目指すべき街の姿の実現に向けた取組みのうち、主に交通環境に関する施策についての課題とその解決に向けた考え方をとりまとめた「三鷹駅北口交通環境基本方針の策定に向けた考え方」を公表し、市民、事業者等との課題共有、今後の方針の意見交換を行っている。

■行財政

市民自治の理念等を未来へ継承し、発展させていくことを目的とした自治基本条例*（令和2（2020）年4月施行）に基づき、市民参加の手続きを制度化・体系化し、新たな行政評価制度案を作成した。

また、多様な市民ニーズをより適切かつ効率的に把握するため、市政アンケート*と市民意識調査*を隔年で実施している。



市民参加の取組み

第2期武蔵野市公共施設等総合管理計画*や武蔵野市公共施設保全改修計画*を策定し、学校施設をはじめとする公共施設等の計画的な維持・更新に取り組んでいる。

第六次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針を策定し、分野を超えた視点から既存の事業・施策の必要性や優先度を検証し、中止や廃止も含めて効率的に事業の見直しを行う新たな仕組みを構築した。

保育士の採用再開やエキスパート（長期的専任職）*の専任分野拡大など、職員の専門性の強化を図ったほか、時差勤務やコロナ禍におけるテレワークの実施など、多様な人材の確保・育成や組織の活性化に取り組んだ。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響への取組み

第六期長期計画は感染症対策についても記載していたものの、新型コロナウイルス感染症ほど大規模かつ長期にわたる感染症の到来を想定していたものではなかった。そこで本市では、第六期長期計画の理念を踏まえながら、令和2(2020)年1月31日に武蔵野市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置して以来、感染症対策に関する基本的な考え方や6回にわたる対応方針を策定してきた。PCR検査センターの設置や新型コロナワクチン接種事業の実施のほか、自宅療養者支援センターの開設など、様々な感染拡大防止対策に取り組んできた。また、令和3(2021)年度の都市計画税の減税のほか、商店会活性出店支援金やくらし地域応援券事業など、市独自の取組みによる様々な経済支援や生活支援等を進めてきた。

■主な感染症対策

- 武蔵野市PCR検査センターの設置
- 感染症指定及び救急医療機関支援補助金
- 高齢者及び障害者施設における利用者・職員を対象としたPCR検査費用助成
- 接待を伴う飲食店の従業員を対象としたPCR検査の実施
- 新型コロナワクチン接種事業
- 自宅療養者支援センター開設
- 新型コロナワクチン個別接種・高齢者接種・障害者接種支援
- 小中学校感染防止対策(消毒業務)

■主な市民生活支援

- ひとり親世帯等への臨時給付金
- 市税、国民健康保険税、介護保険料、水道料金・下水道使用料等の支払い猶予
- 武蔵野市くらし地域応援券事業
- 国民健康保険税・介護保険料の減免
- 子ども子育て支援特別給付金
- 学習者用コンピュータの活用
- 就学援助費支給対象者の臨時の拡大
- 生活困窮者*居住契約更新料給付金
- 生活困窮者*特別就職支援金

■主な経済活動・事業者支援

- 感染拡大防止中小企業者等緊急支援金
- テイクアウト・デリバリー支援事業
- 中小企業者等テナント家賃支援金
- 商店会活性出店支援金
- 感染拡大防止インフラ中小企業者等支援金
- 事業者支援「ほっとらいん」の開設
- 武蔵野市くらし地域応援券事業【再掲】
- 令和3(2021)年度都市計画税の減税

■その他の支援・対策

- 文化施設の使用料減額
- 文化施設使用料減額による芸術文化関係者・アーティスト支援
- 文化施設・生涯学習施設等の利用キャンセルに伴う使用料全額返還
- 庁内におけるWEB会議システムの活用 等